

掲示用

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和元年5月29日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	松木茂盛
同	高野正晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度

包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成28年度の措置状況	平成29年度の措置状況	平成30年度の措置状況	担当課	
<p>II 公有財産の資産評価 1. 資産評価について <長野駅東西自由通路> (報告書60ページ)</p>	<p>「もんぜんぶら座」については、行政財産である「もんぜんぶら座の建物」のうち、テナント等に貸付をしている部分を普通財産としている。 売却可能資産は、普通財産及び用途廃止を予定している行政財産であるため、建物の普通財産は売却可能資産となる。その一方で「もんぜんぶら座の土地」は全て行政財産となっている。 「建物の区分所有等に関する法律」いわゆる、区分所有法における敷地利用権の考え方からすれば、建物のうちテナント等に貸付をしている部分は普通財産として、当該部分を行政財産から区分をしているので、区分所有建物の専有部分と考えられる。 そこで、建物だけでなく土地についても、区分所有法の考え方を取り入れれば、土地も普通財産に区分される部分が出てくる。普通財産とした建物面積に対応するところの土地(敷地利用権相当分)については、建物と同様に普通財産として分類する方法も考えられる。 「売却可能資産」は市場性を有し、市場価値が客観的に把握され、且つ資産・債務改革の推進に当たり重要となる資産である。また、財務書類の貸借対照表では別建てで計上を行う。 その背景には資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産等については、売却や貸付等に積極的に取り組むことが求められていることにある。 今後、総務省から示される新地方公会計制度の基準に基づき「売却可能資産」と「有形固定資産」を明確に区分し、適切な減価償却を行うことを望む。</p>	<p>もんぜんぶら座の土地については、今後、総務省から示される予定の新地方公会計制度の基準に基づく市の方針が決定した後、「建物の区分所有等に関する法律」の敷地利用権の考え方も参考にし、適切に資産区分が図られるよう検討する。</p>	<p>昨年度同様、総務省の基準が示されていないことに伴い、市の方針も未定の段階である。 また、当該施設は、平成32年度を期限として、廃止も含めて今後のあり方を検討している段階であるため、その方向性が決定した時点で、国や市の方針に則って必要な手続を行う。</p>	<p>昨年度までと同様、総務省の基準が示されていないことに伴い、市の方針も未定の段階である。 また、当該施設は、平成32年度を期限として、廃止も含めて今後のあり方を検討している段階であるため、その方向性が決定した時点で、国や市の方針に則って必要な手続を行う。</p>	<p>当該施設は、在り方検討の結果、平成32年度までに耐震補強を行い、一定期間継続利用する方向性が決定した。 近い将来、当該施設の解体・再整備を行う 時点で、土地の普通財産化を検討し、当該施設の廃止が決定された場合は、当該土地の活用方法について、未利用地等有効活用検討委員会に付す。 統一的な基準による地方公会計マニュアルが示され、本市の「売却可能資産」の定義は、未利用地等有効活用検討委員会で売却決定がされたものとしていることから、その結果による。 また、上記マニュアルにより、指摘にある、「売却可能資産」と「有形固定資産」という区分が廃止されたため、すべての土地を有形固定資産として適切に利用している。</p>	<p>市街地整備課 (H28まで、まちづくり推進課)</p>